1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における西長田換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

### 安房南部区域農用地整備事業における山荻換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における山荻換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における山荻換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

### 安房南部区域農用地整備事業における南条換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における南条換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における南条換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

### 安房南部区域農用地整備事業における古茂口・飯沼換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における古茂口・飯沼換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における古茂口・飯沼換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

### 安房南部区域農用地整備事業における長田第２換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった安房南部区域農用地整備事業における長田第２換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年２月５日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　安房南部区域農用地整備事業における長田第２換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成22年２月８日から平成22年３月８日まで
3　縦覧場所
　千葉県館山市事務所

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２１年（フ）第７７４号**
埼玉県ふじみ野市うれし野２―10―２　リズムタワー２　703、住民票上の住所埼玉県川越市砂新田６丁目14番地16
債務者　鈴木ちよ子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
　さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３２５号**
宮崎県日向市比良町１丁目78番地
債務者　日髙修一郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第２号**
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2274番地17
藤崎コーポ202号
債務者　日髙伸次郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２１年（フ）第２４８号**
群馬県太田市大原町702番地１
債務者　梅田　暢昭
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
　前橋地方裁判所太田支部